

## 第5章 計画の推進体制・進捗管理

ここでは、計画の推進体制・進捗管理について記載します。





# 1 計画の推進体制

## 1-1 推進体制及び進捗管理

市民・事業者・市の協働と連携により、各主体が一体となって本計画の推進を図ります。

### (1) 取手市地球温暖化対策推進本部

本計画の推進体制は、効率的な推進と全庁的な合意形成を図るため、副市長を本部長とし本部員を部長職で構成する「取手市地球温暖化対策推進本部」において、総合的・計画的に取り組を進めます。

### (2) 取手市環境審議会

本市では、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査・審議し、市長に提言する機関として、「取手市環境審議会」を設置しています。市は、毎年度の温室効果ガスの排出状況や施策の進捗状況、目標の達成状況等について審議会に報告を行い、計画の策定や変更に係る意見を聴取し、審議会の意見の反映に努めます。

### (3) 市民・事業者・市等の各主体との協働・連携

本計画の推進のためには、市民・事業者等の協力が不可欠であるため、地球温暖化や気候変動に関する周知啓発を行うことにより、環境意識の醸成を図り、共に環境に配慮した行動を実践していきます。

### (4) 国・県及び他自治体等との協力・連携

地球温暖化対策・気候変動適応策は広範囲に及ぶ環境問題であることから区域を越えて広域的連携を進めていくことが必要となります。計画の推進に当たり、環境省が主宰する気候変動適応関東広域協議会との連携はもとより、国・県・自治体、その他関係機関との緊密な協力・連携を図ります。

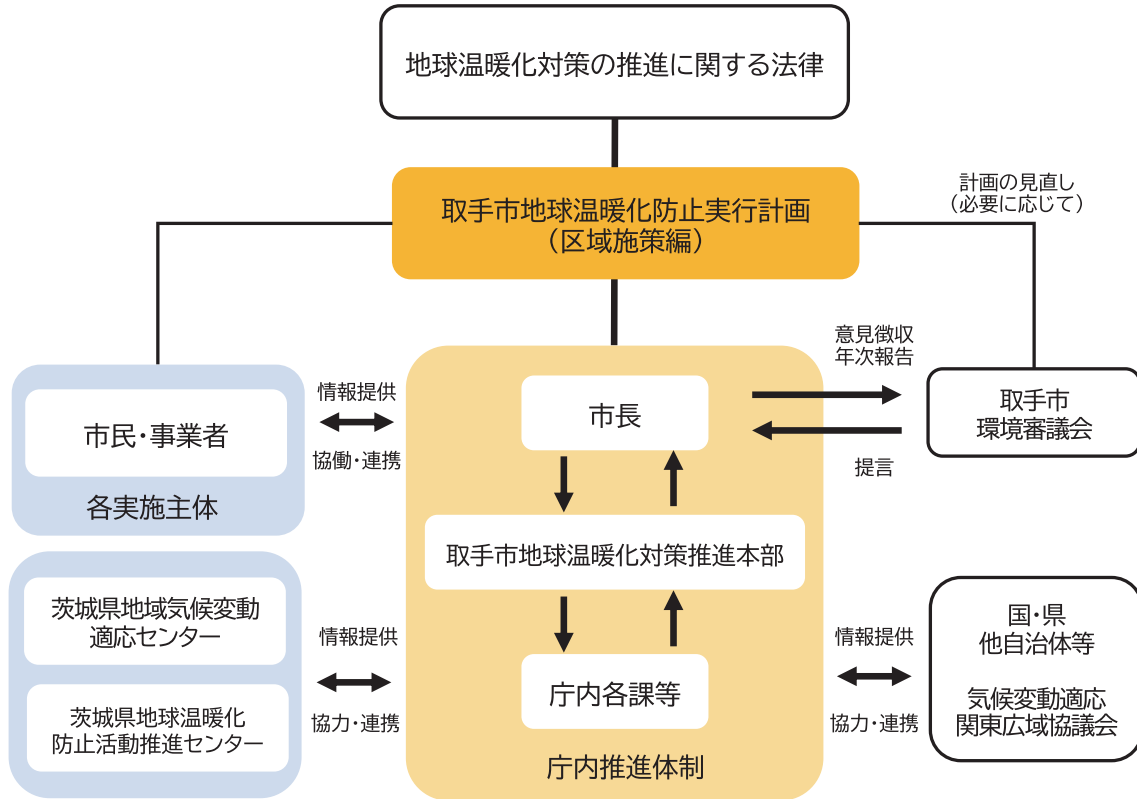


図5-1 本計画の推進体制



## 2

### 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルを基本とし、「取手市環境基本計画」及び「取手市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)」の進行管理と整合性を図ります。

具体的には、庁内の検討組織である「地球温暖化対策推進本部」において、取手市の地球温暖化対策の状況などを定期的に点検・評価し、これらの結果を公表するとともに、市長の諮問機関である「取手市環境審議会」への報告を行い、これに基づく意見・提言を受けついで計画を見直し、必要な取組を実施していきます。

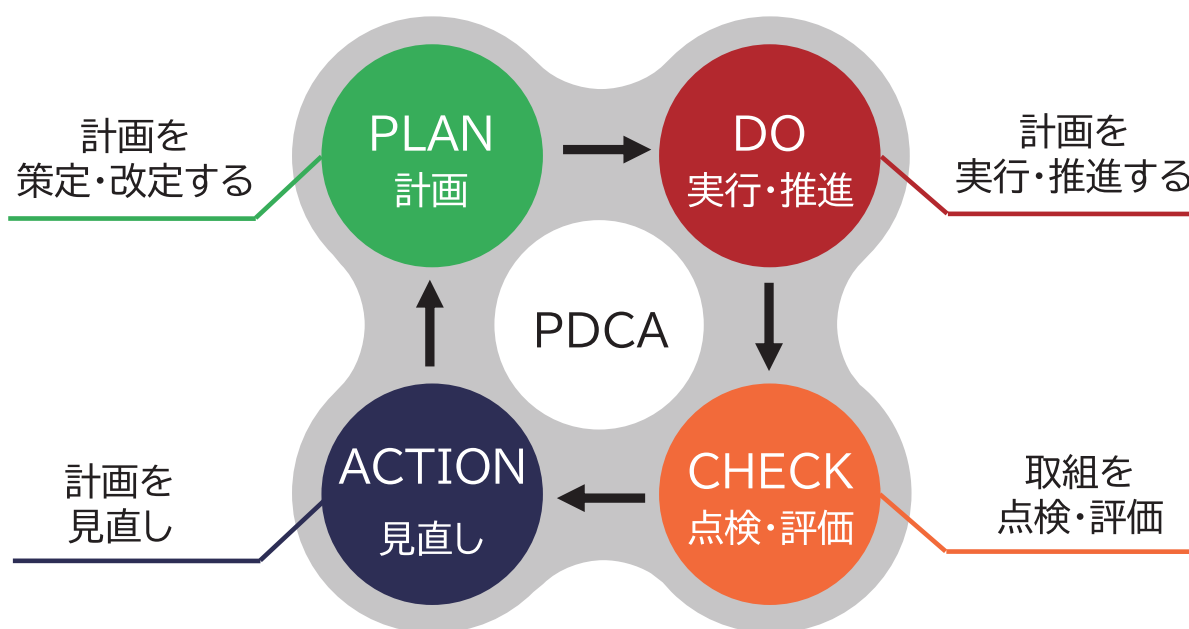


図 5-2 計画の推進と進行管理体制